

## 地方公務員給与の地域手当見直しに関する意見書

地方公務員給与における地域手当については、平成26年の人事院勧告に基づき、平成27年4月1日に給与制度の総合的見直しが実施され、給料表の水準を平均2%引き下げる代替措置として見直しがされたが、本市においては、この見直しにおいても、引き続き非支給地となっている。

一方、滋賀県内の各自治体においては、地理的に広大な県でないにもかかわらず地域手当が非支給地から10%支給地まであり、社会経済環境や生活実態において大きな差がない地域の実情以上の自治体間格差が生じているところである。

また、本市は消防部門等において、一部事務組合を組織しているが、構成自治体において地域手当の支給地と非支給地が混在し、同じ組織の職員でありながら、勤務先による地域手当の有無という矛盾を避けるため、この一部事務組合では、地域手当を一律支給しない措置を講じている。

その他、地域手当の支給割合は、介護報酬に係る地域区分や保育所運営費の単価等に係る地域区分の級地等にも一定反映をされており、こうした状況は、職員及び民間の福祉人材の確保を困難にし行政運営上の悪影響が懸念されるところである。

こうした中、令和5年8月7日の人事院勧告において、「地域手当に関しては、市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡であるといった意見を始め、様々な指摘がある。このため、最新の民間賃金の反映と併せ、級地区分の設定を広域化するなど大きくくりな調整方法に見直す」との記載がされたところである。

よって、国においては、地方が主役の「地方創生」を担う有能な人材を確保する観点から、級地区分の設定を広域化すること等、地域手当の支給地域の見直しについて、特段の配慮を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	額賀福志郎	殿	}	宛
参議院議長	尾辻 秀久	殿		
内閣総理大臣	岸田 文雄	殿		
総務大臣	松本 剛明	殿		
財務大臣	鈴木 俊一	殿		